

税務政策に関する主な最新情報

2026년 9월



目次

1. Official letter No. 4676/CT-CS

海外の電子商取引プラットフォームに提供される管理・運用サービスに係る外国契約者税（FCT）の取扱いに関するガイダンス。

2. Official letter No. 2265/CST-GTGT

輸出サービスに対する付加価値税（VAT）の取扱いおよび0%の付加価値税率に必要な書類に関するガイダンス。

3. Official letter No. 10049/NBI-QLDN1

雇用契約の終了に伴う従業員への支払いに際して、10%の個人所得税（PIT）を源泉徴収に関するガイダンス。

4. Official letter No. 4176/KHH-QLDN3

電子商取引プラットフォームを通じてサービスを提供する外国契約者の外国契約者税（FCT）申告義務に関するガイダンス。

1. 2026年7月8日付Official Letter No. 4676/CT-CS

海外の電子商取引プラットフォームに提供される管理・運用サービスに係る外国契約者税の取扱いに関するガイダンス。

あるベトナム企業が、米国におけるAmazonの電子商取引プラットフォームの管理・運営について、海外のサービス提供者とサービス契約を締結しました。サービス範囲には以下が含まれていました。

- プラットフォーム運営のサポート。
- 販売アカウント管理。
- カスタマー・サポート作業の調整。
- 運営活動の支援。
- その他の電子商取引管理サービス。

納税者は、これらのサービスに対して海外のサービス提供者へ支払われる報酬がベトナムにおいて外国契約者税の対象となるかどうかについて、税務当局に確認を求めました。

2026年7月8日付Official Letter No. 4676/CT-CSに基づく納税者向けの要点と留意事項

1.1. Official letterの要点

外国契約者が提供するサービスは以下の通りです。

- ベトナム国外で履行。
- ベトナム国外で消費。
- 米国におけるAmazonプラットフォームの運営に関連するサービス。

したがって、外国契約者がこれらのサービスから得る所得は、ベトナムの外国契約者税の適用対象には含まれません。

1.2. 実務上の留意事項

本ガイダンスは税務当局がサービスの実質に重点を置いていることを改めて確認するものであり、これには以下が含まれます。

- サービスが実際に履行される場所。
- サービスが実際に消費される場所。
- サービスの性質および目的。単にサービス受領者の居住地のみに依拠するのではなくこと。

1.3. 潜在的リスク

以下の場合、税務当局が異なる見解を示す可能性があるため、納税者は、サービスの契約内容を慎重に審査する必要があります。

- サービスの一部がベトナム国内で履行される場合。
- サービスがベトナム国内で全部または一部消費される場合。
- サービスの海外提供であることを立証するための裏付け資料が不十分な場合。

そのような場合、外国契約者税の適用可否は事案ごとに再審査される可能性があります。

2. 2026年8月4日付Official Letter No. 2265/CST-GTGT

輸出サービスに対する付加価値税の取扱いおよび0%の付加価値税率に必要な書類に関するガイダンス。

ある納税者が、輸出サービスに対する0%の付加価値税率の適用可能性、およびその取扱いを立証するために必要な裏付け書類について、指導を求めました。

主な争点は、当該サービスがベトナム国外で消費され、それによって輸出サービスに該当するか否か、および納税者が付加価値税0%税率の適用を裏付けるために十分な裏付け書類を保管していたか否かでした。

2026年8月4日付Official Letter No. 2265/CST-GTGT に基づく納税者向けの要点と留意事項

1. Official Letterの要点

税務当局は、2025年7月1日以降、すべての法定要件が満たされていることを条件として、輸出されたサービスが0%の付加価値税率の適用対象となり得ることを改めて表明しました。

主な要件は以下の通りです。

- ・ 海外顧客の地位および海外での事業拠点を証明する書類。
- ・ 当該サービスがベトナム国外で消費されたことを示す裏付け書類。
- ・ 非現金による支払いの証拠。
- ・ 現行の付加価値税規制で要求されるその他の裏付け記録。

2. 実務上の留意事項

サービスがベトナム国外で消費されているかどうかの判断は、付加価値税実務において依然として最も厳しく精査される分野の一つです。

0%の付加価値税率の適用要件を審査するにあたり、税務当局は、契約上の取り決めのみに依拠するのではなく、サービスの実際の受益者や消費地をますます重視するようになっています。したがって、納税者は、海外の居住地に関する確認書、利用者のアクセス記録、システムログ、IPデータ、およびサービスの海外での利用を証明するその他の関連書類など、サービスの海外での消費を裏付ける確固たる証拠を整備しておくことを検討すべきです。

3. 潜在的なリスク

国境を越えたサービス取引を行う納税者は、税務調査の際に付加価値税の申告内容を立証できるよう、包括的な裏付け書類を保管しておく必要があります。

消費地を適切に立証できない場合、または裏付け書類が不十分な場合、税務当局は0%の付加価値税率の適用に異議を唱え、現行の規制に基づき標準的な付加価値税の取扱いを行うことがあります。

3. 2026年8月3日付Official Letter No. 10049/NBI-QLDN1

雇用契約の終了に伴う従業員への支払いに際して、10%の個人所得税を源泉徴収に関するガイダンス。

雇用契約終了時の10%の個人所得税源泉徴収に関する要点

税務当局は、雇用主が雇用契約終了時に個人に支払う課税所得に対し、10%の個人所得税を源泉徴収する義務があることを明確にしました。

源泉徴収額の計算基礎を決定する際には、以下の点に留意する必要があります。

- ・ 時間外勤務手当および夜勤手当のうち非課税部分、ならびに未消化の年次有給休暇に対する法定支給額を含む非課税所得は、源泉徴収の計算基礎から除外します。
- ・ 強制保険料、家族控除その他の控除項目は、10%の源泉徴収方式を適用する際には考慮しません。これらの控除は、該当する場合、個人所得税の確定申告時にのみ考慮することができます。

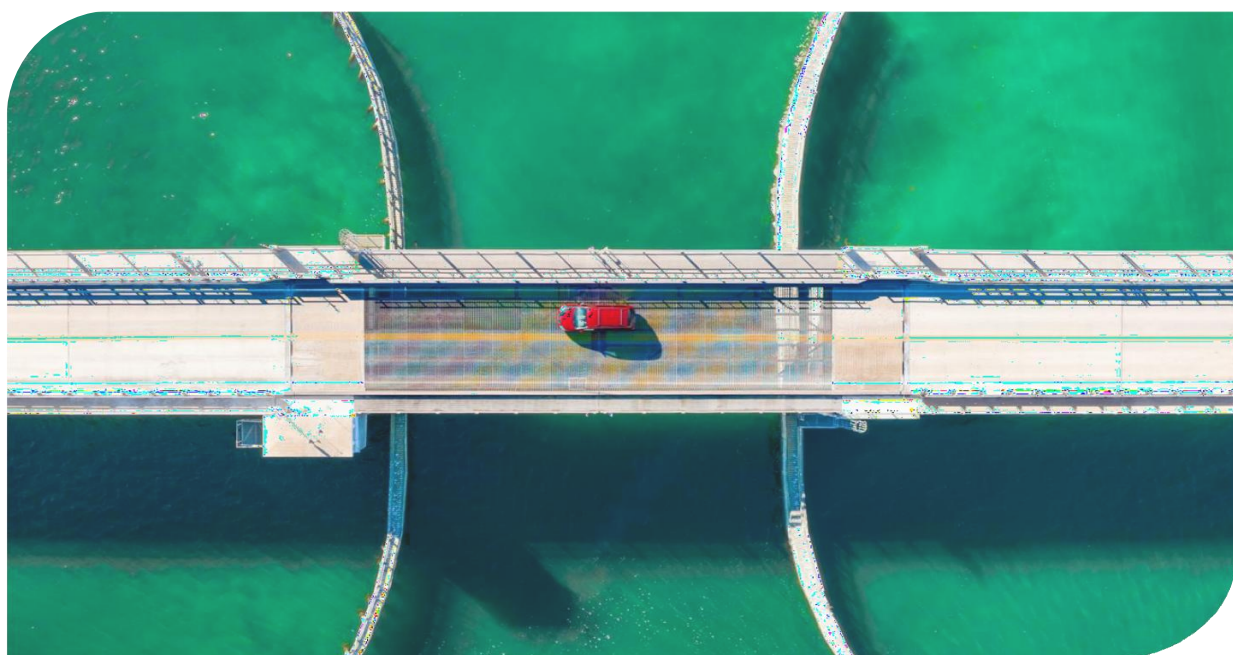
個人所得税免税確約

個人が、適用される各種控除を反映した年間課税所得について、合理的に見積もった結果、課税最低限を超えないと見込まれる場合、現行法令に従い、免税確約書を提出することができます。

雇用主は、有効な免税確約書を受領した場合、個人所得税の源泉徴収を一時的に行わないことができます。また、関連する証憑・記録を適切に保管するとともに、必要な報告義務を履行する責任を負います。

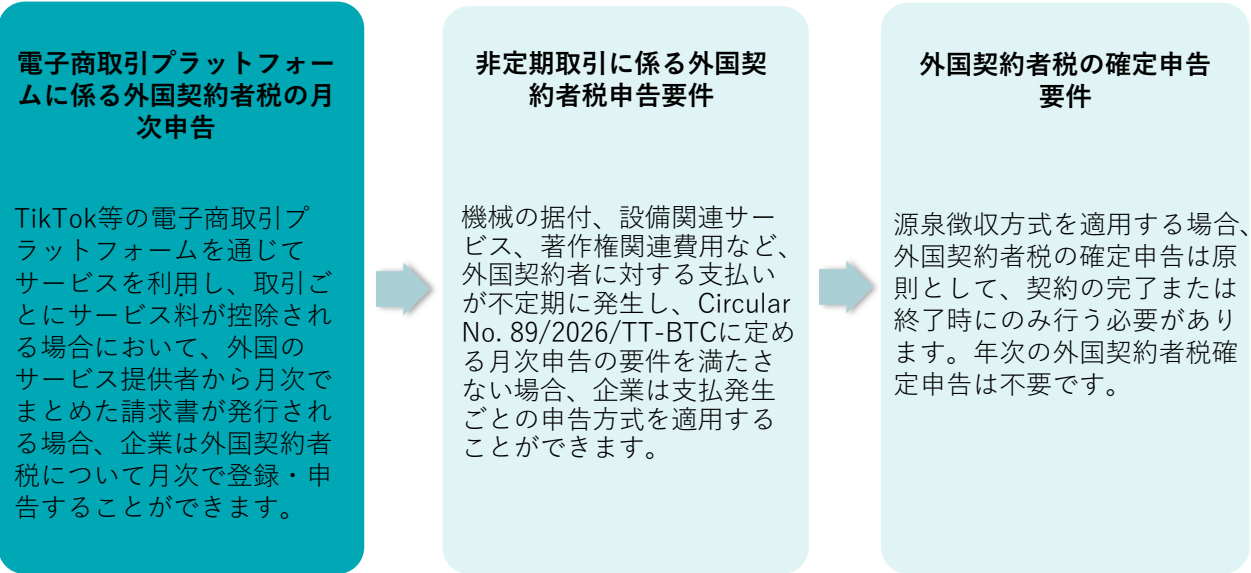
個人が留意すべき事項

その後、追加の課税所得を得たことにより個人所得税の納税義務が生じた場合、個人は、該当する個人所得税の申告、確定申告および納付について責任を負います。また、納税者は、雇用主に提出した免税確約書の内容について、その正確性および完全性について全面的に責任を負います。



4. 2026年8月5日付Official Letter No. 4176/KHH-QLDN3

電子商取引プラットフォームを通じてサービスを提供する外国契約者の外国契約者税申告義務に関するガイダンス。



納税者が留意すべき主な事項

税務当局によるデジタル経済取引への監視が強化される中、以下の支払いについては、特に注目される可能性があります。

- 電子商取引プラットフォーム・サービス。
- デジタル広告サービス。
- その他の電子商取引管理サービス。
- クラウド・ベース・サービス。
- SaaSサブスクリプション。
- その他の国境を越えた技術サービス。

企業は、将来の税務調査における潜在的な税務リスクを軽減するため、国境を越えるデジタル取引について定期的に見直し、外国契約者税の適用可能性を検討するとともに、外国契約者税申告を適時かつ適切に行うことが推奨されます。

連絡先

関係する新規規定を確認の上、関税に関する規定を順守し、また追加納税義務や行政処分につながり得る申告・書類作成過程でのミスを削減するために、社内のコンプライアンス手続きを見直していただきますようお願いいたします。

税務および関税コンプライアンスの実施にあたってご不明点がございましたら、グラントソントンベトナムの専門家までお気軽にご相談ください。

また、より詳しい情報は弊社の「[タックスハブ](#)」にてご確認ください。

ハノイ本社

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street
Nghia Do Ward, Hanoi, Vietnam

T + 84 24 3850 1686

F + 84 24 3850 1688

grantthornton.com.vn



Masanobu Taniguchi

Japan Desk Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9208
E Nishina.Jin@vn.gt.com



Hoang Khoi

Senior Partner, National Head of Tax Services

T +84 24 3850 1686 – Ext: 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com



Bui Kim Ngan

Tax Director

T +84 24 3850 1686 – Ext: 1716
E Ngan.Bui@vn.gt.com

ホーチミン市支店

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street
Thanh My Tay Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam

T + 84 28 3910 9100

F + 84 28 3910 9101



Jin Nishina

Japan Desk Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9208
E Nishina.Jin@vn.gt.com



Valerie Teo

Partner, Head of Tax Services of HCMC Office

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com



Nguyen Thu Phuong

Tax Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9237
E Thuphuong.Nguyen@vn.gt.com



Dang Hai Ha My

Tax Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9241
E My.Dang@vn.gt.com



Lac Boi Tho

Tax Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9240
E Tho.Lac@vn.gt.com



Do Vu Bao Khanh

Tax and Transfer Pricing Director

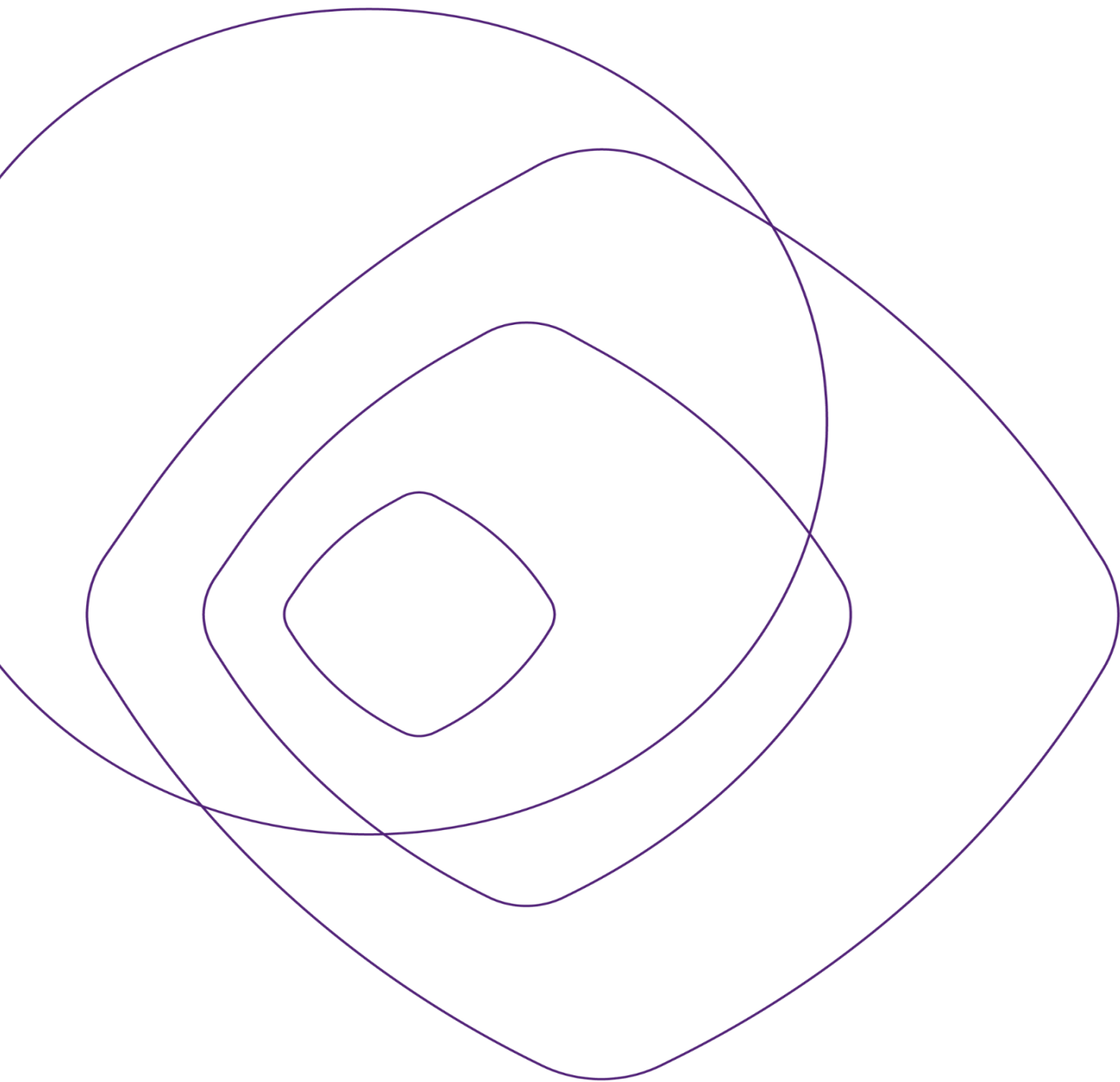
T +84 28 3910 9100 – Ext: 9277
E Khanh.Do@vn.gt.com



Nguyen Dinh Huy

Tax Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9263
E Huy.Nguyen@vn.gt.com



Grant Thornton

grantthornton.com.vn

© 2026 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.